（証券コード　４０９８）
平 成 29 年 6 月 9 日

株　主　各　位

山口県宇部市大字小串1978番地の25
チタン工業株式会社
取締役社長　渡邉　一

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後４時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　所　山口県宇部市大字小串1978番地の25　当社本店
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
３．会議の目的事項

報告事項　第119期（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.titankogyo.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開などを勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金２円
　　総額　60,177,646 円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成 29 年６月 30 日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合を行うものであります。

２．株式併合の内容

（１）　併合の割合
　　当社普通株式について、10 株を１株に併合いたしたいと存じます。
　　なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（２）　株式併合の効力発生日
　　平成 29 年 10 月１日

（３）　効力発生日における発行可能株式総数
　　8,400,000 株

（４）　その他
　　本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
　　なお、その他手続上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）　第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第５条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応して当社株式の売買単位を 100 株とするため、現行定款第７条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

また、上記の変更の効力は、第２号議案「株式併合の件」に係る株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。

（２）　当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（３）　変更案第５条および第７条を除く本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は 84,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は 8,400,000 株とする。
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は 1,000 株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は 100 株とする。
第８条～第 11 条　（条文省略）	第８条～第 11 条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会

第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
（取締役の数） 第19条　当会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。
（新設）	2　当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は株主総会の決議によって選任する。但し監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2　（条文省略） 3　（条文省略）	2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3　増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新設）	4　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する

	時までとする。
（代表取締役） 第22条　当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役） 第22条　当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
（役付取締役） 第23条　取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役） 第23条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
2　（条文省略） 3　（条文省略）	2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役会の招集） 第24条　取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し会日の2日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集） 第24条　取締役会の招集は各取締役に対し会日の2日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
第25条～第26条　　（条文省略）	第25条～第26条　　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第28条　　（条文省略）	第28条　　（現行どおり）

（取締役会議事録） 第29条　取締役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。	（取締役会議事録） 第29条　取締役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。
（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。但し監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。
第31条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役及び監査役会の設置） 第32条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（削除）
（監査役の数） 第33条　当会社の監査役は５名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第34条　監査役は株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第35条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役) 第 36 条　監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集) 第 37 条　監査役会の招集は各監査役に対し会日の 2 日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。	(削除)
(監査役会の権限) 第 38 条　監査役会は法令に定める事項の外監査役の職務執行に関する事項を決定する。但し監査役の権限の行使を妨げることはできない。	(削除)
(監査役会の決議) 第 39 条　監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合の外監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の運営) 第 40 条　監査役会の運営は監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(監査役会議事録) 第 41 条　監査役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。	(削除)
(監査役の報酬等) 第 42 条　監査役の報酬等は株主総会の決	(削除)

議によって定める。	
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第 32 条　当会社は監査等委員会を置く。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第 33 条　監査等委員会は監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集） 第 34 条　監査等委員会の招集は各監査等委員に対し会日の２日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会の運営） 第 35 条　監査等委員会の運営は監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（新設）	（監査等委員会議事録） 第 36 条　監査等委員会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した監査等委員が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第 43 条～第 45 条　（条文省略）	第 37 条～第 39 条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第 46 条　会計監査人の報酬等は代表取締	（会計監査人の報酬等） 第 40 条　会計監査人の報酬等は代表取締

役が監査役会の同意を得て定める。 第７章　計　算 第47条～第49条　（条文省略） （新設）	役が監査等委員会の同意を得て定める。 第７章　計　算 第41条～第43条　（現行どおり） 附　則 第５条及び第７条の変更は、第119回定時株主総会の第２号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（８名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	渡邉（わたなべ）　一（はじめ） （昭和23年10月17日生）	昭和46年４月　当社入社 平成13年６月　当社取締役宇部工場長 平成18年６月　当社常務取締役生産本部長 兼宇部工場長 平成25年６月　当社専務取締役生産本部長 兼販売本部長 平成27年６月　当社取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 山東三盛鈦工業有限公司　副董事長	67,824株
	【取締役候補者とした理由】 取締役社長として当社の経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株　式　の　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">なかむら　しげる
中　村　　茂
（昭和26年１月２日生）</td><td>昭和44年３月　当社入社
平成20年５月　当社総務部長代理
兼内部監査室長代理
平成21年６月　当社執行役員総務部長
兼内部監査室長
平成27年６月　当社取締役管理本部長
兼総務部長、内部監査室長
平成29年３月　当社取締役管理本部長（現任）</td><td rowspan="2">22,753 株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）
TK サービス株式会社　取締役社長
山東三盛鈦工業有限公司　董事</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社の管理部門で豊富な経験を有し、管理本部長として当社の管理部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">ながおかよしたか
長　岡　佳　孝
（昭和36年４月13日生）</td><td>昭和59年４月　当社入社
平成26年３月　当社販売部長
平成26年10月　当社執行役員販売部長
平成28年６月　当社取締役販売本部長
兼販売部長（現任）</td><td>8,460 株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社の販売部門で豊富な経験を有し、販売本部長として当社の販売部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">新任
いのうえやすお
井　上　保　雄
（昭和35年10月８日生）</td><td>昭和59年４月　当社入社
平成21年６月　当社宇部開発センター長代理
平成26年３月　当社宇部開発センター長
平成26年10月　当社執行役員宇部開発センター長（現任）</td><td>7,829 株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社の生産部門で豊富な経験を有し、宇部開発センター長として当社の生産部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	新任 長岡　茂（ながおか　しげる） （昭和36年５月21日生）	昭和60年４月　当社入社 平成26年３月　当社研究開発第２部長代理 平成27年３月　当社研究開発第２部長 平成27年10月　当社執行役員研究開発部長 （現任）	5,381株
	【取締役候補者とした理由】 当社の研究開発部門で豊富な経験を有し、研究開発部長として当社の研究開発部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。		

（注）１．取締役候補者　渡邉　一氏は山東三盛鈦工業有限公司の副董事長を兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。
２．取締役候補者　中村　茂氏は山東三盛鈦工業有限公司の董事を兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。
３．その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株　式　の　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>新任
なかた　こうじ
中　田　耕　司
（昭和28年10月１日生）</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成17年３月　当社研究開発部副部長
平成20年３月　当社販売部副部長
平成21年６月　当社執行役員販売部長
平成26年３月　当社執行役員品質保証部長
兼購買・物流部長
平成27年３月　当社執行役員品質保証部長
平成28年６月　当社常勤監査役（現任）</td><td>9,388株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である取締役候補者とした理由】
当社の業務全般で豊富な経験を有し、当社の監査役としての経験も有することから、今後も更なる貢献が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">新任
おおた　あきと
大　田　明　登
（昭和32年７月15日生）</td><td>昭和63年４月　弁護士登録（山口県弁護士会所属）
大田明登法律事務所開設
同代表（現任）
平成16年６月　当社監査役（現任）</td><td rowspan="2">46,503株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）
大田明登法律事務所　代表</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】
弁護士としての専門知識と経験を有し、当社の社外監査役としての経験も有することから、今後も更なる貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	新任 大崎　真（おおさき　まこと） （昭和49年５月22日生）	平成17年12月　弁護士登録（山口県弁護士会所属） 大崎　真法律事務所開設 同代表（現任） 平成20年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 大崎　真法律事務所　代表	40,845株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての専門知識と経験を有し、当社の社外監査役としての経験も有することから、今後も更なる貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。		

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．大田明登氏および大崎　真氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
また、当社は、大田明登氏および大崎　真氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．大田明登氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
４．大崎　真氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年となります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年６月29日開催の第91回定時株主総会において、月額13百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止した上で改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額156百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は８名でありますが、第３号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名となります。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額 24 百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第３号議案「定款一部変更の件」および第５号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

場所　　山口県宇部市大字小串１９７８番地の２５　当社本店
電話　（０８３６）３１－４１５５

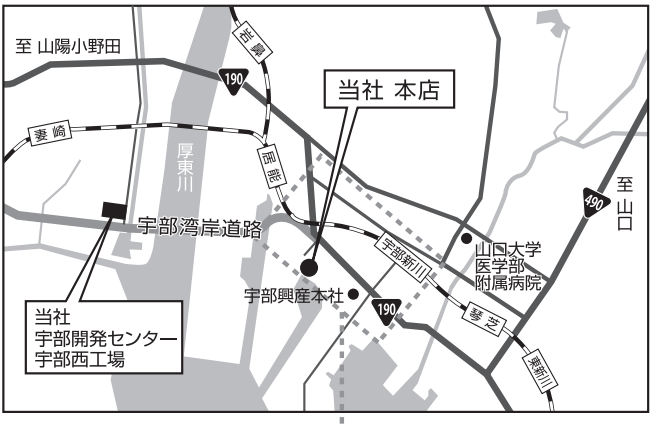

拡大図

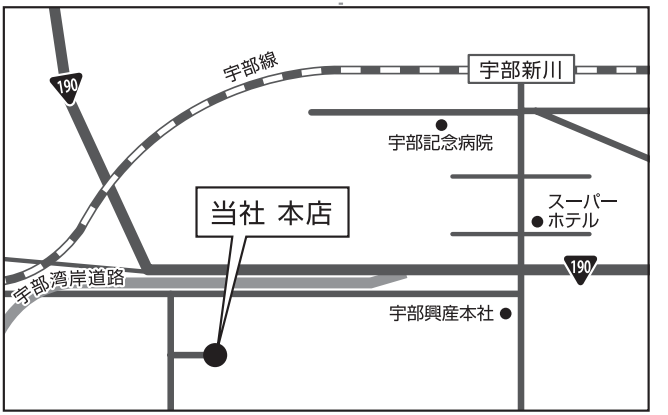

● JR 宇部新川駅より徒歩 20 分

（第119回定時株主総会招集通知添付書類）

第 119 期 報 告 書

平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

事業報告
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
会計監査人監査報告書 謄本
監査役会監査報告書 謄本

チタン工業株式会社

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．　会社の現況に関する事項

（１）　事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策を受けて、緩やかな景気回復基調が続きましたものの、中国を始めとするアジア新興国経済の減速や英国のＥＵ離脱問題など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもとで、当社は、３カ年の新中期事業計画（平成 28 年３月期～平成 30 年３月期）に基づき、基盤事業の再構築、コア事業の収益拡大および新規事業の強化を通じて、持続的な成長に向けた収益基盤の強化に取り組んでまいりました。

その結果、チタン酸リチウムの出荷数量は大幅に減少いたしましたものの、コア事業の超微粒子酸化チタンの新製品および既存製品の出荷数量は順調に増加いたしましたので、当事業年度の売上高は、前事業年度を上回る 63 億２千万円（前事業年度比 0.2％増）となりました。

一方、損益面につきましては、売上高は増加いたしましたものの、設備稼働率の低下および諸経費の増加などにより、営業利益は３千８百万円（前事業年度比 78.4％減）、経常利益は２千４百万円（前事業年度比 82.8％減）となりました。また、特別損失に減損損失および固定資産除却損を計上いたしましたものの、チタン酸リチウムの設備設置に対する経済産業省の補助金の収益納付義務が消滅したことに伴い、特別利益に補助金収入を計上いたしましたので、当期純利益は１億４千５百万円（前事業年度比 17.4％増）となりました。

なお、配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開などを勘案し、１株につき２円を予定しております。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

（酸化チタン）

酸化チタンにつきましては、需要低迷の影響を受けましたものの、一部ユーザーへの輸出が好調に推移したことにより、出荷数量が増加いたしました。コア事業の超微粒子酸化チタンにつきましては、トナー外添剤向け製品の需要増加およびＵＶカット化粧品向け新製品の採用決定により出荷数量が大幅に増加いたしました。新規事業のチタン酸リチウムにつきましては、電気自動車向け製品の需要が低迷し、出荷数量が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は45億6千4百万円（前事業年度比4.8%増）となりましたものの、チタン酸リチウムの売上高の減少および設備稼働率の低下ならびに諸経費の増加などにより、営業利益は7千5百万円（前事業年度比53.3%減）となりました。

（酸　化　鉄）

酸化鉄につきましては、化粧品向け新製品の出荷が順調に推移いたしましたものの、トナー向け製品の需要低迷により、出荷数量が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は17億7百万円（前事業年度比10.4%減）となり、売上高の減少および設備稼働率の低下などにより、営業損失は5千3百万円（前事業年度は営業利益 2百万円）となりました。

セグメント別売上高一覧表

区　　分	売 上 高(前事業年度比増減率)	構 成 比
酸化チタン	4,564百万円（ 4.8%増）	72.2%
酸　化　鉄	1,707百万円（ 10.4%減）	27.0%
そ　の　他	48百万円（ 7.4%増）	0.8%
合　　計	6,320百万円（ 0.2%増）	100.0%

(注)上記のうち、輸出の金額は1,398百万円(前事業年度比　88.8%増)で、売上高に占める比率は22.1%となっております。

（2） 設備投資等の状況

当事業年度は、特記すべき設備投資等はありません。

（3） 資金調達の状況

当事業年度は、特記すべき資金調達はありません。

（4） 対処すべき課題

翌事業年度につきましては、政府による各種経済政策の効果や米国の景気回復を背景に、わが国の景気は緩やかな回復基調を続けるものと期待されますものの、英国のＥＵ離脱問題や米国新政権の政策の影響などによる世界経済の不確実性の高まりを受け、景気回復のペースは緩やかな状況に留まるものと思われます。

このような状況下で、当社といたしましては、３カ年の新中期事業計画（平成28年3月期～平成30年3月期）に基づき、基盤事業の酸化チタンおよび酸化鉄の再構築、コア事業の超微粒子酸化チタンの収益拡大、新規事業のチタン酸リチウムの強化、高機能新素材の早期開発、徹底したコスト削減などに注力し、持続的な成

長を達成してまいる所存であります。

なお、新中期事業計画（平成28年３月期～平成30年３月期）の当事業年度（平成29年３月期）の実績は、売上高が63億２千万円（計画　74億円）、経常利益が２千４百万円（計画　３億４千万円）、当期純利益が１億４千５百万円（計画　２億８千万円）となり、売上高、経常利益および当期純利益ともに計画に及びませんでした。

（５） 財産および損益の状況の推移

当事業年度および過去３年間の財産および損益の状況は、次のとおりであります。

区　分	第116期（平成26年３月期）	第117期（平成27年３月期）	第118期（平成28年３月期）	第119期（平成29年３月期）
売上高	5,857百万円	6,249百万円	6,305百万円	6,320百万円
経常利益	△141百万円	71百万円	141百万円	24百万円
当期純利益	△124百万円	80百万円	124百万円	145百万円
1株当たり当期純利益	△4.13円	2.69円	4.12円	4.84円
総資産	11,277百万円	11,740百万円	11,371百万円	11,138百万円
純資産	5,232百万円	5,517百万円	5,466百万円	5,669百万円

（注）１　第117期は、既存製品および新製品の売上高の増加ならびに拡販に伴う設備稼働率の上昇などにより、増収増益となりました。
２　第118期は、既存製品および新製品の売上高の増加ならびに一部製品の設備稼働率の上昇などにより、増収増益となりました。
３　第119期（当事業年度）の状況につきましては、前記（１）「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
４　１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

（６） 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

（７） 主要な事業内容

当社は、酸化チタンおよび酸化鉄ならびにこれに付随する化学工業品の製造販売を行っております。

（８） 主要な営業所および工場

①　本　社（山口県）
②　営業所　東京事務所（東京都）
③　工　場　宇部工場(山口県)　宇部西工場(山口県)　宇部開発センター(山口県)

（9） 使用人の状況

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
258 名（14 名増）	44.0 歳	19.1 年

（注）使用人数は就業人員であり、嘱託（57名）を含んでおります。

（10） 主要な借入先

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

借入先	借入金残高
株式会社山口銀行	3,078 百万円

2． 会社の株式に関する事項（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（1） 発行可能株式総数　84,000,000 株

（2） 発行済株式の総数　30,276,266 株（自己株式　187,443 株を含む）

（3） 株主数　4,686 名

（4） 大株主

上位 10 名の株主名および当該株主の持株数は、次のとおりであります。

株主名	持株数（持株比率）
稲畑産業株式会社	2,109 千株　（ 7.01%）
株式会社東芝	2,000 千株　（ 6.65%）
株式会社山口銀行	1,282 千株　（ 4.26%）
株式会社山田事務所	961 千株　（ 3.20%）
小西安株式会社	935 千株　（ 3.11%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	665 千株　（ 2.21%）
平井健治	657 千株　（ 2.18%）
平井聖子	534 千株　（ 1.78%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	530 千株　（ 1.76%）
秋田武松	513 千株　（ 1.70%）

（注）持株比率は、自己株式（187,443 株）を控除して計算しております。

３．　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．　会社役員に関する事項

（１）　取締役および監査役の氏名等

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
渡　邉　　一	取締役社長（代表取締役）	山東三盛鈦工業有限公司 副董事長
好　永　俊　宏	専務取締役（研究開発本部長）	
森　光　廣　一	常務取締役（生産本部長、宇部工場長）	
中　村　　茂	取　締　役（管理本部長）	ＴＫサービス株式会社 取締役社長 山東三盛鈦工業有限公司 董事
久保田　　守	取　締　役（品質保証本部長）	
長　岡　佳　孝	取　締　役（販売本部長、販売部長）	
長谷川　亮　範	取　締　役	新光産業株式会社　顧問
梶　　健　次	取　締　役	
中　田　耕　司	常勤監査役	
大　田　明　登	監　査　役	大田明登法律事務所　代表
大　崎　　真	監　査　役	大崎　真法律事務所　代表

（注）１　取締役　長谷川亮範氏および梶　健次氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

２　監査役　大田明登氏および大崎　真氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

３　平成 28 年 6 月 29 日開催の第 118 回定時株主総会終結の時をもって、監査役　岡田壽雄氏および監査役　上西利明氏が任期満了により退任し、同日付けで岡田壽雄氏は当社顧問に就任いたしました。

（2） 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　数	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	61百万円 （6百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	5名 （2名）	16百万円 （6百万円）
合　　計 （うち社外役員）	13名 （4名）	78百万円 （13百万円）

（注）1　取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第91回定時株主総会において、月額13百万円以内と決議いただいております。なお、使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
2　監査役の報酬限度額は、昭和57年6月28日開催の第84回定時株主総会において、月額2百万円以内と決議いただいております。
3　上記の支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与が22百万円（3名分）あります。
4　上記の監査役の人数および支給額には、平成28年6月29日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した監査役2名を含んでおります。

（3） 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

・取締役　長谷川亮範氏は、新光産業株式会社の顧問を兼務しており、当社は同社に工事を発注しております。

・監査役　大田明登氏は、大田明登法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

・監査役　大﨑　真氏は、大﨑　真法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況は、次のとおりであります。

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	長谷川　亮範	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、経営全般にわたる知識と経験から発言を行っております。
社外取締役	梶　　健次	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、金融界における知識と経験から発言を行っております。
社外監査役	大　田　明　登	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	大 﨑　　真	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 12 回、監査役会 13 回のうち 13 回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③　社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5.　会計監査人の状況

（1）　会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
17 百万円

②　当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
17 百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③　監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

（3）　非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務を委託しております。

（4）　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

６．　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびにその運用状況の概要

（１）　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規則およびコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長および監査役へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

（運用状況）

コンプライアンス規則およびコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会を毎年４月に開催し、コンプライアンスの遵守状況を管理しております。また、内部監査室が年１回、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長および監査役へ適宜報告しております。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置しております。

（２）　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存および管理を行う。

（運用状況）

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存および管理を行っております。

（３）　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

（運用状況）

リスク管理規則を制定し､全社を統括するリスク管理委員会を毎年４月に開催し、リスク管理に関する施策を立案、推進しております。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しております。

（４） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

（運用状況）

定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会において中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

（５） 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督および監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査役および内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。

（運用状況）

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行っております。また、当社取締役または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督および監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査役および内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査しております。

（6） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人１名以上を配置する。

（運用状況）

監査役会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人３名を配置しております。

（7）（6）の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局の使用人は監査役から直接指示命令を受け、監査役に直接報告できる。また、監査役会事務局の使用人に関する人事異動については、監査役会の事前の同意を得る。

（運用状況）

監査役会事務局の使用人は監査役から直接指示命令を受け、監査役に直接報告しております。また、監査役会事務局の使用人に関する人事異動については、監査役会の事前の同意を得ております。

（8） 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は監査役に対して、以下の報告を行う。

① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
② 取締役および使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
③ 監査役が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

（運用状況）

当事業年度は、（８）①から③に該当する事項はありませんでした。

（9） 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じる。

（運用状況）
社内規則で、監査役へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する旨の規定を定めております。なお、当事業年度は、監査役への情報提供はありませんでした。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

（運用状況）
監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役からの請求に基づいて、所定の手続きに従い、これに応じております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査役からの要請に応じ､監査役と会計監査人および内部監査室との間で連絡会を開催する。

（運用状況）
監査役会と代表取締役との間で毎年５月および 11 月に意見交換会を開催しております。また、監査役からの要請に応じ、監査役と会計監査人および内部監査室との間で連絡会を開催しております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

（運用状況）
金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用体制を構築するとともに、内部監査室が、当該体制が適正に機能していることを年１回評価し、必要な是正措置を行っております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力および団体排除に向けて組織的に取り組む。

（運用状況）

反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力および団体排除に向けて組織的に取り組んでおります。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、１株当たり当期純利益を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,197,063**	**流動負債**	**2,590,057**
現金及び預金	325,411	支払手形	138,742
受取手形	406,678	買掛金	388,634
売掛金	1,173,312	短期借入金	1,400,652
商品及び製品	1,327,754	リース債務	23,519
仕掛品	567,655	未払金	173,492
原材料及び貯蔵品	366,839	未払費用	74,463
前払費用	24,821	未払法人税等	16,776
その他の流動資産	4,591	未払消費税等	66,506
		預り金	6,992
固定資産	**6,941,058**	賞与引当金	98,037
有形固定資産	**5,356,927**	その他の流動負債	202,241
建物	1,585,916		
構築物	233,918	**固定負債**	**2,878,237**
機械及び装置	3,107,416	長期借入金	1,927,544
車両運搬具	5,405	リース債務	26,025
工具、器具及び備品	141,973	繰延税金負債	257,883
土地	231,957	退職給付引当金	663,212
リース資産	46,440	資産除去債務	3,571
建設仮勘定	3,900		
		負債の部合計	**5,468,295**
無形固定資産	**4,821**		
ソフトウエア	2,395	（純資産の部）	
電話加入権	2,426	**株主資本**	**5,086,904**
		資本金	**3,443,346**
投資その他の資産	**1,579,308**	**資本剰余金**	**292,712**
投資有価証券	1,131,266	資本準備金	292,712
関係会社株式	9,000	**利益剰余金**	**1,387,675**
関係会社出資金	281,741	利益準備金	45,161
従業員長期貸付金	31,390	その他利益剰余金	1,342,513
長期前払費用	100,768	繰越利益剰余金	1,342,513
その他の投資	36,686	**自己株式**	**△36,828**
貸倒引当金	△11,545		
		評価・換算差額等	**582,922**
		その他有価証券評価差額金	582,922
		純資産の部合計	**5,669,826**
合計	**11,138,121**	**合計**	**11,138,121**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目		金　額
売上高		**6,320,183**
売上原価		**5,364,309**
売上総利益		**955,874**
販売費及び一般管理費		**917,605**
営業利益		**38,268**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,765	
雑収入	23,897	44,663
営業外費用		
支払利息	47,687	
雑損失	10,996	58,684
経常利益		**24,248**
特別利益		
補助金収入	252,193	252,193
特別損失		
固定資産除却損	13,388	
減損損失	114,016	127,405
税引前当期純利益		**149,035**
法人税、住民税及び事業税		3,267
当期純利益		**145,768**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3,443,346	292,712	39,142	1,262,950	△ 35,976	5,002,174
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 60,186	－	△ 60,186
利益準備金の積立	－	－	6,018	△ 6,018	－	－
当期純利益	－	－	－	145,768	－	145,768
自己株式の取得	－	－	－	－	△ 852	△ 852
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	6,018	79,563	△ 852	84,729
当期末残高	3,443,346	292,712	45,161	1,342,513	△ 36,828	5,086,904

（単位：千円）

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	464,796	5,466,970
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△ 60,186
利益準備金の積立	－	－
当期純利益	－	145,768
自己株式の取得	－	△ 852
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	118,125	118,125
事業年度中の変動額合計	118,125	202,855
当期末残高	582,922	5,669,826

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子 会 社 株 式　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

（2）たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産
移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　　物　3～47年
機械及び装置　4～12年

（2）無形固定資産　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金　従業員の臨時給与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税については、当期の費用として処理しております。

[貸借対照表に関する注記]

1．担保資産及び担保付債務

担保資産

建物	1,511,255千円
構築物	143,707千円
機械及び装置	1,824,982千円
工具、器具及び備品	8,052千円
土地	149,090千円
投資有価証券	1,104,169千円
計	4,741,258千円

担保付債務

短期借入金	1,400,652千円
長期借入金	1,927,544千円
計	3,328,196千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　28,093,748千円

3．受取手形割引高　917,129千円

4．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	89千円
短期金銭債務	9,953千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社に係る取引

営業取引高	仕入高	128,478千円
営業外取引高	営業外損益	746千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1．当期末における発行済株式数（自己株式を含む）　30,276,266株

2．当期末における自己株式数　187,443株

3．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日定時株主総会	普通株式	60,186	2	平成28年3月31日	平成28年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月29日開催予定の第119回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額　60,177千円
・配当の原資　利益剰余金
・1株当たりの配当額　2円
・基準日　平成29年3月31日
・効力発生日　平成29年6月30日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金超過額	30,087 千円
退職給付引当金超過額	202,338 千円
減価償却及び減損損失超過額	54,018 千円
繰越欠損金	401,207 千円
その他	76,767 千円
繰延税金資産小計	764,419 千円
評価性引当額	△ 764,419 千円
繰延税金資産合計	－ 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	257,883 千円
繰延税金負債合計	257,883 千円
繰延税金負債の純額	257,883 千円

[金融商品に関する注記]

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理を推進することで低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備資金（長期）であります。

なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金及び預金	325,411	325,411	－
（2）受取手形	406,678	406,678	－
（3）売掛金	1,173,312	1,173,312	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	1,110,809	1,110,809	－
（5）従業員長期貸付金	31,390	34,341	2,951
負債			
（1）支払手形	138,742	138,742	－
（2）買掛金	388,634	388,634	－
（3）短期借入金（＊1）	1,000,000	1,000,000	－
（4）未払金	173,492	173,492	－
（5）長期借入金（＊1）	2,328,196	2,336,094	7,898
（6）リース債務（＊2）	49,545	49,701	155

（＊1）1 年内返済予定の長期借入金（貸借対照表計上額400,652 千円）は、（5）長期借入金に含めております。

（＊2）（6）リース債務は流動負債と固定負債を合算しております。

（注）１　金融商品の時価の算定方法等

資　産

（１）現金及び預金、（２）受取手形、（３）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（５）従業員長期貸付金

貸付金の時価については、信用リスクを考慮し、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）支払手形、（２）買掛金、（３）短期借入金、（４）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期借入金、（６）リース債務

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	20,457
関係会社株式（＊1）	9,000
関係会社出資金（＊1）	281,741

（＊１）これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（＊２）非上場株式については、「（４）投資有価証券　その他有価証券」に含めておりません。

［持分法損益等に関する注記］

関連会社に対する投資の金額	281,741 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	347,476 千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	19,864 千円

［１株当たり情報に関する注記］

１株当たり純資産	188 円 44 銭
１株当たり当期純利益	4 円 84 銭

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 9 日

チタン工業株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐川　聡　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾川克明　㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、チタン工業株式会社の平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの第 119 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 119 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5 月15日

チタン工業株式会社　監査役会

常勤監査役　中　田　耕　司　㊞

社外監査役　大　田　明　登　㊞

社外監査役　大　﨑　　真　㊞

以　上